

第5回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年5月16日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 2件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 4件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について
(申請件数 3件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 4件)

応召委員(12名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	9番	内野 一彦
10番	宮崎 義憲	11番	峰岸 豊
12番	加園 好久	13番	石川 裕一

職務のため出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時58分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12人であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しております

ので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、5番比留間望委員と11番峰岸豊委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、2件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和3年8月12日申請人の母の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして荒幡委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

申請番号2番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和3年10月24日申請人の父の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして森谷委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくをお願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③の農地は、果菜類が栽培されており、一部作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ジャガイモ、タマネギ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく願います。

議 長
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく願います。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次の議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ですが、私に係る案件が含まれておりますので、議事進行を会長職務代理者の加藤委員にお願いしたいと思います。

それでは、加藤会長職務代理者、議長席へお願いいたします。

— 議長交代 —

議長
(加藤 武君)

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年8月18日に相続し、前回調査は、令和元年5月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年8月26日に相続し、前回調査は、平成31年4月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年8月21日に相続し、前回調査は、平成31年4月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら

農地として利用しているもので、平成24年9月14日に相続し、前回調査は、令和元年5月15日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

なお、石川会長におかれましては、議案第2号の申請番号4番の審議につきましては、石川会長本人に関係する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から⑥の農地全て、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、柿、ユズ、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地は、ジャガイモ、キヌサヤ他果菜類が栽培されておりました。④と⑤の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①から③の農地は、ブルーベリーが栽培されており、④から⑧の農地は、お茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①と②の農地は、桑が栽培されており、③の農地も、桑が栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、桑が栽培されており、⑤の農地は作付け準備中でした。⑥の農地は、果菜類が栽培されており、⑦の農地は、作付け準備中でした。⑧

の農地は、果菜類が栽培されており、一部作付け準備中でした。⑨の農地は、ブルーベリーが、⑩の農地は、桑が栽培されておりました。⑪から⑬の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、石川委員。

1 3 番
(石川 裕一君)

1番と3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

はい、比留間委員。

5 番
(比留間 望君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

はい、加園委員。

1 2 番
(加園 好久君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ご

	<p>ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長 (加藤 武君)	<p>ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 ここで、議長を交代いたします。 石川会長、議長席へお願いいたします。</p> <p>— 議長交代 —</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>次に、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件あります。 事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは御説明いたします。 議案第3号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、3件申請がございました。 本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき利用権の設定を行うものでございます。 申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。 利用権設定の期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。 申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。 利用権設定の期間は、令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月間となります。 申請番号3番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。 利用権設定の期間は、令和4年6月1日から令和9年3月31日までの4年10か月間となります。 なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号1番の方が立川市の認定農業者、申請番号2番、3番の方が本市の新規就農者でございます。 以上でございます。</p>

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありました。本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

9番
(内野 一彦君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(石川 裕一君)

2番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

はい、宮崎委員。

10 番
(宮崎 義憲君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませぬか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積
計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思
います。御異議等ございませぬか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号についま
しては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処
理について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理につ
いて、3件ございませぬ。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出で
ございませぬ。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載の
とおりでございませぬ。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番
が一般住宅、申請番号2番が道路でございませぬ。

以上でございませぬ。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ござ
いませぬら伺います。

1番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませぬので、よろしく
お願ひします。

他にございませぬか。

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。
特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、4件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、3番、4番が一般住宅、申請番号2番が住宅用地でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

2番、3番、4番の届出地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして第5回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時21分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年5月16日

会長 (印)

署名委員 (印)

署名委員 (印)